

令和5年度

社会福祉法人 若楠

事業計画書

目 次

本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 9～10

- I 法人の運営概要
- II 若楠の創立基本理念
- III 若楠の運営方針
- IV 本部事務局の事業計画

若楠療育園・・・・・・・・・・・・・・・・ p 11～15

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

若楠児童発達支援センター・・・・・・・・ p 16

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

若木園・・・・・・・・・・・・・・・・ p 17～18

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

青葉園・・・・・・・・・・・・・・・・ p 19～20

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

どんぐり村・・・・・・・・ p 21～22

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

グリーンファーム山浦・・・・・・・・ p 23～25

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

もしもしネット・・・・・・・・ p 26～27

- I 目的
- II 事業方針
- III 事業計画

本 部

I 法人の運営概要

国内で新型コロナウイルスが確認されて3年が過ぎたが、感染終息の見通しは立たないまま社会はウィズコロナへ進んでいる。このようなコロナ禍においても、社会福祉法人へは主たる事業にとどまらず、地域共生社会に向けた自発的、主導的な役割をなお一層求められている。

この社会状況のなかで、社会福祉法人若楠は法人理念のもと、利用者・家族・職員の満足度を高める経営・運営の在り方を継続していくとともに、障がい福祉の中核的存在として、社会貢献に繋がる事業の拡大に努めていく。

さらに、社会規範として事業の透明性を確保、法令遵守、働く環境のさらなる向上など、社会福祉法人としての健全な経営をおこなっていく。

また、法人若楠を支えるのは「ひと」であることから、管理監督的地位にある者には、人事管理及び業務管理に努めていただくとともに、福祉人材の育成・定着、求職者への求心力につなげ、慢性的な福祉人材の人手不足を解消していく。

II 若楠の創立基本理念

「入園者中心主義」 利用者の幸せを中心に物事を考え、推進していく。

「開かれた施設」 地域の皆さんと協働し、地域と利用者との有機的な関係づくりに努めるとともに、必要とされる施設を目指す。

「若楠ファミリー」 入園者・利用者、家族、職員が三位一体となる家族愛。感謝と思いやりを大切にし、相互に支え合う社会の創造を追求する。

III 若楠の運営方針

1 地域社会に貢献する障がい福祉事業の充実と実践の強化

社会福祉法人としての中長期的なビジョンを持って、利用者・家族へ信頼していただけるような障がい福祉事業の運営をおこなうとともに、地域共生社会に向けた包括的な支援を行政と連携して進める。

2 事業計画に沿った質の高い安心・安全なサービスの提供

各事業所が令和5年度の事業計画を遂行できるように、連携・助言をおこなう。その中でも感染症対策、防災対策、利用者、職員の安全管理については、法人内でも情報を共有し、突発的な事案に際しても法人全体が結束して取り組める協力体制を構築する。

3 法人理念を根幹とする福祉人材の確保（採用・育成・定着）

福祉サービス向上の要は人材であり、将来のキャリアアップにつながるような研修機会の確保、資格取得への支援や職員処遇の向上に努める。

また、労働環境（就業規則、諸規程）の整備と周知に努めるとともに、ICTを効果的に利用し、職場の安全衛生の取組に基づいた働き方の効率化を推進する。

IV 本部事務局の事業計画

1 人材育成

1) 法人研修

- ・新規採用者研修
- ・一年経過者研修
- ・職員スキルアップ研修
- ・主任研修
- ・課長研修
- ・働き方研修
- ・職員研修会及び基調講演
- ・情報セキュリティ対策研修

2 働きやすい職場づくり

- 1) 健康診断、衛生委員会、ハラスメント対策委員会
- 2) 就業規則の見直し
- 3) 三大疾病療養等積立休暇規程、三大疾病療養等休暇規程の制定
- 4) メンタルヘルス室の活用促進

3 人材確保

- 1) 積極的な広報活動による外部からの認知
- 2) ホームページを活用した採用活動
- 3) 計画的な採用活動
- 4) 事業所説明会の実施

4 年間行事の実施

- ・ 4月 新年度会及び入社式
- ・ 5月 若楠創立46周年記念式典
- ・ 1月 新年挨拶の会
- ・ 3月 事業計画説明会

5 評議員会・理事会の開催

1) 評議員会

- ・ 6月 定時評議員会（決算・前年度事業報告等）

2) 理事会 定例会議（年3回）

- ・ 6月（決算・前年度事業報告）
- ・ 12月（補正予算・意見交換会等）
- ・ 3月（翌年度事業計画及び予算）

若楠療育園

I 目的

若楠療育園は、社会福祉法人若楠の基本理念のもと、利用者のニーズに真摯に向き合い、重度の障害をお持ちの入園者、在宅障害児者の幸せづくりのため、ライフステージに応じた適切なサービスを提供する。そのために、職員一丸となってサービスの質の向上に努めながら事業を運営する。さらに、地域の方々と共に手を携え、地域貢献に努めていく。

II 事業方針

- 1 利用者の尊厳を守り、専門性を駆使した質の高いサービスを提供する。
- 2 地域の障害児者の福祉・医療ニーズに対応する。
- 3 利用者・家族・関係者とさらなる信頼関係を築く。
- 4 明るく、活気ある、笑顔あふれる職場をつくる。
- 5 感染症対策を徹底し、院内感染を予防する。
- 6 危機管理能力を高め、災害・感染症の発生時にも事業継続可能な体制を構築する。
- 7 法令を遵守し、安定した事業運営をおこなう。

III 事業計画

- 1 医療部
 - 1) 入所部門
 - イ) 入園者個々に応じた適切かつ丁寧な医療、看護、介護の実施
 - ロ) 院内感染の予防と対応及び事故防止対策の徹底
特に新型コロナウイルス感染症対策は万全を期す
 - ハ) 合併症を罹患した利用者への適切な対応と治療
 - ニ) 重症者（超・準重症児）への医療看護介護力の強化
 - ホ) 高度医療（人工呼吸器など）へのより積極的な取組
 - ヘ) 重度障害の医療的ケア児の積極的な受入
 - ト) 高齢入園者の安心安全な生活の質のさらなる向上を目指す
 - チ) 終末期に対し、利用者と家族及び職員間の共通認識の育成
 - リ) 強度行動障害への取り組みの強化
 - ス) 感染予防対策をおこないながら、短期入所支援の継続的な受入れ
 - 2) 外来部門
 - イ) 新型コロナウイルス等の感染症対策
 - ・利用者の体温測定、体調確認、マスク着用、手指消毒、付添い制限のお願い
 - ・職員の検温と体調確認、清掃消毒など感染予防対策の強化
 - ・感染症の疑いがある患者への対応は、院内感染を防ぐため完全予約制で、屋外や車中で検査・診察を行う。必要ならば隔離室での診察とする
 - ・診察・検査の際は、マスク・ガウン・手袋・顔面シールドを装着
 - ロ) 一般診察（小児科・内科・神経科・精神科）
 - ・法人関連施設利用者や地域の障害者に対して外来診療・診断書等の作成
 - ・地域のかかりつけ医、また医療連携機関としての役割
 - ・保険診療（予防接種、乳児健診など）の実施

- ・医薬品の情報提供と服薬指導の実施
 - ・必要時、電話やタブレットでの診察・処方の実施
- ハ) 小児発達外来
- ・神経発達症群の疾患（知的障害・自閉症スペクトラム症・注意欠如多動症学習障害など）の検査・診断・二次障害への対応（投薬など）
 - ・療育機関やリハビリテーション（理学療法・作業療法・言語訓練）連携
 - ・困難事例に対しては関係機関や精神科との連携
 - ・脳性麻痺など身体障害・重複障害児に対して在宅医療支援やリハビリテーションの実施
 - ・リハビリテーション科の専門外来の実施

3) 歯科

- イ) 入園者の口腔ケアの充実
- ・口腔内状況の情報共有ツールを用いた視覚化の推進
 - ・ツールを用いた他職種への情報提供
- ロ) 診療体制の合理化の推進
- ・安定した予約管理の適切化の継続
 - ・各種業務のマニュアル作成の継続
- ハ) 感染対策の継続
- ・防護具の使用、器具の滅菌等の徹底
 - ・診療室内の水環境の改善
- ニ) 地域障害者歯科における中核施設の推進
- ・地域の他施設（障害者施設、大学病院、歯科医師会、歯科医院等）との連携の充実
 - ・スタッフの専門性レベルアップのための研修会・学術集会への参加
 - ・学会での研究発表
 - ・日本障害者歯科学会認定歯科衛生士の育成
 - ・病院歯科を標榜するための基礎づくりの継続

4) リハビリテーション課

- イ) 専門性の向上と役割分担の明確化
- ・「呼吸機能・運動機能向上、二次障害の予防」分野の評価と対応（理学療法士、以後 PT と記す）
 - ・「福祉用具・日常生活動作」分野の評価と対応（作業療法、以後 OT と記す）
 - ・「摂食嚥下・コミュニケーション」分野の評価と対応（言語聴覚士、以後 ST と記す）
 - ・課題テーマの学習、研修参加「小児運動発達・二次障害 (PT)」「身辺自立・発達障害の検査・社会的スキル (OT)」「摂食嚥下・ソーシャルスキル (ST)」
- ロ) 地域貢献の推進
- ・講師派遣、巡回相談等の外部発信の実施と拡充
 - ・教育機関、行政機関、事業所のニーズへの対応（各種相談、講師派遣）
 - ・学会発表の推奨
- ハ) 利用者、保護者との信頼関係の構築と維持
- ・利用者のニーズを中心に置いた支援プログラムの提示と経過報告の実施
- ニ) 法人内施設のニーズへの対応
- ・継続しうるサービス提供体制の構築とサービス提供
- ホ) 感染予防対策の実施と徹底
- ・業務分担の継続（入園・外来・児童発達支援・地域支援）
 - ・危機管理体制の構築と相互フォローできる組織づくり

5) 栄養課

イ) 積極的な業務改善

- ・調理師（員）による定期的な食事の聞き取り
- ・利用者の機能や発達に合わせた食事の提供及び食事内容の検討（刻み食の評価と改善）
- ・多様化する対応（アレルギー食・特別食など）にも安全安心な食事提供
- ・適温かつ適時の食事提供（温冷配膳車の活用）
- ・職員のスキルアップ
- ・作業マニュアルの浸透と徹底
- ・クックフリーズの取り組みと活用

ロ) 栄養管理計画の実施と評価

- ・4月計画書立案
- ・低栄養リスクレベルの判定とそれに応じた定期的なモニタリング
- ・2、3月総合評価
- ・他職種との連携

ハ) 災害時・非常時の対策と対応

- ・非常食（朝食防災メニュー）の定期的な実施
- ・非常食持出訓練の実施
- ・ローリングストック（備蓄食品の一部）の適切な管理
- ・備蓄食品の見直し（4月）

2 入所支援部

1) 看護課

イ) 10対1の看護体制の継続と看護・生活支援サービスの向上

- ・重症児者看護・高齢者看護の継続と医療的ケア児の成長発達支援の充実と向上
- ・利用者の生活様式の変化に応じた看護記録の充実と評価を行い、高齢化・重度化を考慮した看護の実施を図る
- ・計画的な研修会参加（リモート等）と情報発信

ロ) 感染防止・医療安全対策の強化

- ・新型コロナウイルス感染症対策の継続と情報収集に努め早期対応を目指す
- ・インフルエンザ、ノロウイルス等、感染対策の研修を増やし、意識の向上を図る
- ・インシデント・アクシデントレポートから事例検討と分析を行い、改善に努め、安心・安全に繋げる
- ・ラウンドの継続で快適な環境の提供とポスター掲示で見える化を進める

ハ) ユニットケアの充実

- ・感染を重視し、医療度に配慮した看護・支援を行う
- ・主任、ユニットリーダーを中心とした安心安全なサービスの実施
- ・ユニット目標に対する評価から、生活支援の充実とスタッフの意識向上を図る
- ・清潔で快適な生活環境を提供する
- ・家族との繋がりを大切に、情報は正確に、対応は迅速に行い、信頼関係を深める

ニ) 短期入所事業の充実と利用者のニーズに対応する

- ・新型コロナウイルス感染症対策を継続しつつ、ニーズに対応するよう情報収集に力を入れる
- ・各部署と連携して医療的ケア看護師派遣事業・緊急時対応を継続するとともに家族及び教育機関との信頼関係を深める
- ・安心安全な環境整備と受け入れ体制の強化を図る

- ・感染症対策を実施しながら新規利用者の受入れをおこなう

2) 生活支援課

- イ) 感染状況に応じた日中活動・行事の展開と生活支援サービスの質の向上
 - ・個別支援計画の実施および年齢や重症度に適した療育活動の充実
 - ・利用者の楽しみを盛り込んだお楽しみ会の実施
 - ・ドライブを中心とした園外活動の促進
 - ・ユニットおよび生活棟間の活動や利用者の交流の場の展開
 - ・利用者とは非接触でのボランティア活動の再開
- ロ) 家族との信頼関係
 - ・安心して面会できる体制整備
 - ・家族に寄り添い、情報交換を密に、信頼関係の構築を図る
 - ・感染状況下で安心安全に開催できる家族参加行事の展開
- ハ) 関係機関との連携
 - ・県、市町との連携および安定的な事業運営
 - ・中原特別支援学校（小学部・高等部）への支援体制の継続
 - ・児童相談所との情報共有と措置児に係る関係機関への対応

3 地域支援部

1) 地域支援課

- イ) 安定的な事業運営
 - ・各事業の適切な評価と公表
 - ・職員配置基準の適正化及び利用児者の定員管理と確保
 - ・保護者との信頼関係を強め、安心感につなげる支援を目指す
- ロ) 障害の重度化・高齢化・医療的ケア児等への対応強化と支援の質の向上
 - ・利用者ニーズに沿った療育活動の充実
 - ・感染症対策及び事業ごとの安心安全なサービス提供実施
 - ・医療的ケア児に対する看護ケア及び支援の質の向上
- ハ) 地域福祉サービスの拡充
 - ・地域ニーズに沿った事業の準備と対応
 - ・在宅障害者のライフステージに応じたサービスの提供
- 二) サービスの質の向上
 - ・研修会参加や勉強会の実施
 - ・各種専門性のスキルアップ

2) 総合相談室

- イ) 巡回相談、障害児等療育支援事業、障害児特定相談、総合相談事業等による子育て支援、幼稚園、保育園等の専門職支援、医療的ケア児等の各種相談支援の実施
- ロ) 感染症対策を行いながら、協同し適正な業務の実施と良質な相談業務の遂行、及び計画書の作成
- ハ) 各種協議会等へ参加し事業所、関係機関、地域と連携強化を図り困難事例にも円滑に対応

4 事務部

1) 事務課

- イ) 安定した運営
 - ・コスト分析と情報提供
 - ・複数人担当制など内部統制と危機管理を意識した業務分担
 - ・窓口での感染対策の継続

- ロ) 業務効率化の徹底
 - ・担当業務ローテーションの実施
 - ・検索しやすさを意識した書類管理、及びデータ管理
 - ・IT環境及びIT資産を活用した業務効率化
- ハ) 職場環境の整備
 - ・施設設備の整備と整理整頓
 - ・部署間の連携と業務効率化による働きやすい環境づくり
 - ・衛生委員会とメンタルヘルス室活用の推進
 - ・ハラスメント防止対策
 - ・就業規則等の諸規程についての周知と相談ができる体制の整備

若楠児童発達支援センター

I 目的

若楠の基本理念のもと、地域ニーズに応える児童発達支援センターとして、子どもにまつわる諸問題や育児不安を含め、障がい児に限らず、さまざまな角度から子育て支援事業を行い、誰もが安心して子育てができる社会づくりを地域と共に行っていくように子育て世帯に対する包括的な支援を目的とする。

II 事業方針

- 1 地域の障がい児、家族の個々のニーズに対し適切な支援を行う。
- 2 地域の障がい児を預かる施設への支援とネットワーク強化を図る。
- 3 障がい児のみでなく、健常児、グレーゾーン児や子育て不安も含めて、保育関係、幼稚園、学校等への具体的なアプローチと子育て支援事業を行う。
- 4 産前産後の相談支援体制と、愛着形成を含む継続的な子育て支援を行う。
- 5 一般外来、健診、療育、リハビリ訓練を含め総合的児童発達支援を行う。

III 事業計画

- 1 若楠児童発達支援センター
 - 1) 制度に対応した適切な配置基準と安定的な運営
 - 2) ガイドラインに基づく評価の公表と改善
 - 3) 療育参観や親子療育、保護者交流会等による家族支援
 - 4) 関係機関や障がい児が通う保育所等との連携による地域支援
 - 5) 就学準備学習会やセミナー等家庭療育支援学習会の開催
 - 6) 職員の指導力及び専門性のスキルアップ
 - 7) 安心して利用していただくための適正な感染症対策の継続
- 2 子ども・子育て支援事業
 - 1) 小規模型事業所内託児所（わかす託児所）
 - イ) 地域、従業員の子どもたちの安心安全なお預かり
 - ロ) 個々の子どもの年齢等に合わせた保育の実施による成長発達の促進
 - ハ) ご家族との信頼関係の構築及び必要に応じた家族支援
 - 2) 地域子育て支援拠点事業（どんぐりセンター若楠）
 - イ) 親子の遊びの場及び子育て交流の場の提供と育児相談
 - ロ) 医師、助産師、保健師、心理士、保育士等の専門スタッフの配置
 - ハ) 障がい児のみでなく、子育て世帯に対する包括的育児支援
 - 二) 子育て講習会、プレママ・赤ちゃん広場等の実施
- 3) タッチケア（ふれ愛）教室の開催
 - イ) タッチケアの啓発活動と実技を通しての愛着形成の啓発
 - ロ) 親子に限らず、幼保育園への出張訪問と地域子育て支援

若木園

I 目的

若木園は、社会福祉法人若楠の基本理念のもと、入所者及び通所利用者の意向、人権を尊重し、社会的自立と社会参加ができるよう支援を行う。また、障害者支援施設として多種多様な役割を果たし、24時間トータル支援を行うための高い専門性と調整力の向上を目指していく。

重度の知的障害や行動障害を有する利用者に対しての特性に応じた専門的な支援、高齢・機能低下・病気等による医療・介護が必要な利用者に対し、終末期までを想定した安心できる生活の支援を目指す。

地域のニーズに対応していくため他機関と連携し、相談機能の充実を図り、地域の障害を有する方の日常生活を支えていく。また、福祉サービスを継続していくため、事業を支える職員の人材確保と育成にも力を入れていく。

II 事業方針

- 1 入所者の高齢化、障害特性（行動障害・自閉症）に配慮し、個人の尊厳とプライバシー保護、安全確保等を最優先し、心のこもった支援サービスを提供する。
- 2 医療と連携し、日常生活動作や環境調整の評価を行う（高齢化、機能低下の対応）。
- 3 現在行っている福祉サービスを継続していくための職員確保と業務の効率化に努める。
- 4 個別支援計画策定・実施・評価を確実に実施し、利用者のサービス向上を図る。
- 5 地域ニーズに対応するため関係機関と連携を強化し、相談、訪問事業の充実を図る。
- 6 短期入所の受け入れ拡大、利用環境の整備を実施し、利用者のニーズに対応する。
- 7 利用者サービスの充実につながる研修等を実施する。
- 8 感染対策を含めた危機管理対策の強化に努める。
- 9 利用者、職員、家族、地域と更なる信頼関係を築く。
- 10 コスト削減に努め、全体的な経費削減対策を行う。
- 11 衛生委員会での課題提起と情報を発信する。
- 12 若木園の魅力を発信する広報活動を促進する。

III 事業計画

- 1 生活支援課
 - 1) 個別支援計画の遂行に向けた一人ひとりが満足できる支援の工夫とその目標実現
 - 2) 障害特性に合わせた支援と生活環境の改善、整備による安全性と快適性の追求
 - 3) 職員間で情報共有し、各棟のチーム支援を強化
 - 4) 医療、食事、リハビリテーションと連携を図り利用者のニーズへ対応
 - 5) 専門的知識習得のための研修会等への参加と資格取得の奨励
 - 6) 感染症の予防の周知徹底と感染症への適切な対応の整備
 - 7) 地域ニーズに応える、障害特性に配慮した短期入所事業の運営
 - 8) 保護者、地域との信頼関係の構築
 - 9) 災害に備えた利用者の安全確保と事業継続への取り組み強化

- 10) 利用者・ご家族・社会状況に合わせた療育、行事の見直し
- 11) 地域とつながる活動の展開

2 保健衛生

- 1) 疾病の予防と早期発見
- 2) 嘱託医及び協力医・専門医連携の充実
- 3) 感染予防、隔離マニュアルの実施徹底
- 4) 緊急時の対応マニュアルの指導・実践
- 5) 医療的評価と職員への医療・看護・介護分野の指導・助言
- 6) 医療品、保健備品の管理
- 7) 薬剤管理の徹底（事故防止の改善検討・実施）
- 8) 職員の身体的健康・衛生管理に関する産業医との連携
- 9) 予防接種計画、実施による感染予防及び重症化予防

3 食事班

- 1) 嚥下困難食に対する知識向上と実践
- 2) 利用者の摂食状態の把握（看護師との連携）
- 3) 医務・家庭との連携（治療食、生活習慣病予防、個別栄養管理）
- 4) 旬の食材を取り入れたメニュー・家庭的なメニューの充実
- 5) 無駄のない食材の利用と在庫管理によるフードロス削減
- 6) 作業の効率化、支援員との連携・協力
- 7) 衛生・安全管理の徹底と栄養マネジメントの充実
- 8) 感染用ディスポ食器の準備と感染時の迅速な対応
- 9) 非常食・防災食の準備と管理の強化

4 地域支援課

- 1) 将来を見据えた個別支援計画と支援の実施
- 2) アセスメントの見直しによる特性の把握
- 3) 個々の特性に配慮した環境調整と整備
- 4) 専門的知識・技術の習得と実践
- 5) 保護者、関係機関との連携（計画相談、他事業所との情報共有）
- 6) サービスの適正な運営と改善

5 相談支援の充実

- 1) 多様かつ高度化する相談に対応するための安定的体制の構築
- 2) 地域の福祉ニーズに対応する総合相談窓口機能の継続

6 総務課

- 1) 諸規程の適切な運用と法令遵守
- 2) 利用者預り品及び利用者負担費用の見直し
- 3) 将来の本館改修もしくは建替えのための資金準備
- 4) 現場業務の効率化の提案
- 5) 安全運転の啓発（アルコールチェック）
- 6) 安全で快適な敷地内の環境及び修繕

青葉園

I 目的

法人の基本理念のもと、利用者、家族、職員が信頼関係を築き、笑顔で幸せな生活が送れる事業の推進に努めていく。ユニットケアを通して、家庭的な雰囲気のもと、安心して生活していただけるような施設づくりを目指し、第一種福祉事業としての役割を果たす。

また、青葉ホームは、地域資源として関係機関との連携を図りながら、利用者の地域生活と自立を支援していく。

II 事業方針

- 1 利用者、家族、職員間、地域との信頼関係を深める。
- 2 利用者の権利擁護に努め、年齢・障害特性に配慮した質の高い支援を提供する。
- 3 利用者のライフステージに合わせた支援の充実を図る。
- 4 感謝と笑顔あふれる職場づくりに努める。
- 5 災害や感染症に対して事業持続できる体制を整備する。
- 6 法令を遵守し、安定した事業運営に努める。

III 事業計画

- 1 生活支援課
 - 1) 利用者の人権人格を尊重した支援を通して、信頼関係を深める
 - 2) 利用者の豊かな人生の自己実現に向けた個別支援計画の作成・実施
 - 3) 家族への情報発信を密に行い、信頼関係を構築する
 - 4) 職員一人ひとりが役割に責任を持ち、やりがいを見出し意欲向上につなげる
 - 5) 介護、リハビリテーション、行動障害等の知識と技術向上のための研修参加
 - 6) 虐待防止に関する研修の実施と実践
 - 7) 地域資源としての短期入所の受け入れ
 - 8) 防犯、交通安全、怪我、誤薬、感染症等へのリスクマネジメントに努める
 - 9) 地域交流の実施（感謝祭）、地域行事への参加（夏祭り、美化作業等）
 - 10) 感染対策を講じ、全体行事、日中活動、ユニット活動等を充実させる
 - 11) 非常時でも安心して安全な住環境を提供する
 - 12) 目的の理解、計画性、情報共有を高めるため、可視化を意識した業務を行う
 - 13) 報連相の徹底や情報共有を図り、職場環境の改善、チームワーク強化に努める
- 2 保健衛生班
 - 1) 利用者の障害や疾病に合わせた健康管理に努める
 - 2) 他職種と連携を図り、異常の早期発見、生活習慣病予防と改善に努める
 - 3) 医療、看護、介護及び福祉関連などの知識の習得と技術の向上
 - 4) 園内感染予防対策の啓発と徹底
- 3 リハビリテーション
 - 1) 個別リハビリの継続と集団リハビリ・日中活動の工夫
 - 2) 利用者一人ひとりのライフステージに合わせた生活環境の改善

- 3) 介護技術・介護機器等の使用による利用者・職員の負担軽減
- 4) 他職種との連携の強化

4 栄養課

- 1) 他職種と連携を図り、利用者の情報共有に努める
- 2) 栄養ケアマネジメントを通し、栄養状態の維持、改善に努める
- 3) 対象者に適した食事の提供
- 4) 行事食など、季節を感じる食事の提供
- 5) 災害時、非常時に備えた食材、備品の管理

5 総務課

- 1) 接遇、接客技術を向上させ信頼感を高める
- 2) 他部署とも情報共有を徹底し、働きやすさを追求する
- 3) 内部牽制を機能させつつ、業務の明確化・効率化を図る
- 4) 業務に関する知識を深め、法令遵守を徹底する
- 5) 事業活動収支計算書による経営状況の把握と予算管理
- 6) 預かり金の適切な管理と利用料徴収の確認
- 7) コスト意識を高めるため、各部署への働きかけを行う
- 8) 防災・防犯意識の向上と、実践的な訓練の実施
- 9) 事業継続計画の整備
- 10) 設備のメンテナンスと維持管理、設備に関する関係法令への対応
- 11) 衛生委員会の開催を通して、職場環境の改善を多角的に行う
- 12) メンタルヘルス室の活用、ハラスメント防止対策の実施

6 地域支援課

1) 通所

- イ) 個々の特性に合わせた個別支援計画の作成と支援の実施
- ロ) 家族と情報共有し、信頼関係を深める
- ハ) 利用者に合わせた環境整備に努める
- ニ) 感染症対策を講じながら、活動、行事を充実させる
- ホ) 研修会等の目的を明確化し、専門性を高める
- ヘ) 各関係機関との連携を図る

2) 共同生活援助

- イ) 利用者の意志決定を尊重し、豊かな生活が送れる計画、支援の実施
- ロ) 定期的な電話連絡などを行い、家族との情報交換し、信頼関係を深める
- ハ) 各ホームの特色を活かし、行事、余暇活動を充実させる
- ニ) 利用者に向けた勉強会の実施（交通マナー・健康管理・防犯等）
- ホ) 災害・感染症等に備え、危機管理の強化に努める
- ヘ) 各職務に応じた研修の実施や研修会への参加
- ト) 地域行事や地域資源の情報を集め、地域交流や社会参加に努める
- チ) 各関係機関と連携を図り、情報共有に努める

どんぐり村

I 目的

若楠理念に基づいて、どんぐり村に関係する全ての人たちが幸せを感じてもらえるような施設づくり（利用者中心主義）、地域共生、地域貢献を柱とした事業運営（開かれた施設）、家族のような温かみを感じられる支援や接客（若楠ファミリー）を行っていく。

新型コロナウイルス感染症拡大、材料・燃料費等の高騰により、落ち込んだ経営状況を立て直していくことを重点目標として、利用者支援の充実、観光事業の新たな展開を推進し、活動を行っていく。

II 事業方針

- 1 個別支援計画に基づいた就労支援の充実に努める。
- 2 観光事業の充実を図りながら、佐賀市や三瀬村の観光資源としての役割を果たしていくとともに、地域の活性化につなげる。
- 3 新たな取組（ホームページリニューアル、飲食事業新メニューの考案など）を行い、どんぐり村の価値を高め、来場者増を図っていく。
- 4 ホテルを活用した取組や事業（喫茶事業、アート活動）を行い、利用者就労支援や活動拠点作りに努めていく。
- 5 花苗・農園事業を通して、佐賀市・三瀬村の緑化推進に貢献していく。
- 6 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図りながら、支援・サービスの質確保に努める。
- 7 利用者、職員が安心して楽しく働ける村づくりを目指す。
- 8 計画的な園内整備を行い、誰もが心地よく感じることのできる空間を作る。

III 事業計画

- 1 就労継続支援B型事業
 - 1) 福祉事業
 - イ) 利用者の適性に応じた就労支援の実施
 - ロ) 可能性を拡大していけるような個別支援計画の立案
 - ハ) 楽しく、安全に作業を行える環境づくり
 - ニ) ホテルを活用したアート活動の実施と利用者の居場所づくり
 - ホ) 業務受託班による施設外就労の実施
 - ヘ) 感染拡大等、緊急時の在宅ワークの実施
 - ト) 保護者との連携と緊密な相談体制の構築
 - チ) 行政、関係機関との連携
 - 2) 就労支援事業
 - イ) 年間9万人の来場者数を目標とした観光事業の実施
 - ・自然・人とのふれあいを全面に出したテーマと施設づくり
 - ・花と農業を充実させた年間スケジュールの実施
 - ・バーベキューレストラン、体験工房、喫茶スペースの充実
 - ロ) 観光事業の収益向上
 - ・地域との協働による企画、イベントの実施
 - ・装飾や手作り遊具等によるテーマにあった、楽しい空間の演出
 - ・美味しい食事・パンの提供による来場者の満足度向上
 - ・ガーデニング教室、さつまいも収穫体験の実施
 - ・動物ふれあいイベント・学習会の実施
 - ・経費削減の取組による収支改善

- ハ) 園内の心地よい空間づくり
 - ・季節に応じた物販・飲食店エリアの賑わいづくり
 - ・自然を活かし、体を動かすことのできる運動広場の整備
 - ・景観を大切にしたい雲の池周辺・山の上広場の整備
 - ・散策が楽しめるような外周路の掲示物・案内板の設置
 - ・ひまわり畑（7月）、コスモス畑（10月）の育成
- ニ) 農園・花苗事業の安定的運営
 - ・さつまいも収穫体験活動の拡大（9月、10月の実施）
 - ・花苗事業の継続的取組み（年間9万本、佐賀市事業）
- ホ) 地域の社会資源として活用していく取組みと連携
 - ・人が集まり、活用する場として地域への発信
 - ・地域イベントの場としての取組（マルシェ、音楽祭等）
 - ・子育て、障がい者活動等の啓発イベントの誘致
 - ・教育、社会活動学習の場としての活用

2 総務部門

- 1) 適正な事業経営を目指した会計
- 2) 新型コロナウイルス等感染防止対策の徹底
- 3) ホームページ等SNSを活用した広報活動
- 4) 個人情報保護の徹底
- 5) 防災訓練の実施
- 6) 利用者、来場者への接遇改善と研修の実施
- 7) 設備のメンテナンスと安全管理
- 8) 車両の事故防止と安全運転管理の徹底
- 9) 観光協会、商工会との連携による来場者誘致
- 10) 三瀬、富士、背振との地域協力体制の構築
- 11) 職員体制の効率化と働き方改革の実施

3 年間行事

- 1) イースターイベント（4月）
- 2) ゴールデンウィーク（5月）
- 3) さつまいも苗植え体験（5月）
- 4) 虫探しイベント（7月～8月）
- 5) 収穫祭（9月～10月）
- 6) 若楠感謝祭・どんぐり村感謝祭（11月）
- 7) クリスマスイベント（12月）
- 8) ほんげんぎょう（1月）
- 9) 園内研修（12月・2月）
- 10) 利用者旅行・レクリエーション（年2回）
- 11) 防災訓練（年3回）

グリーンファーム山浦

I 目的

若楠基本理念を念頭に法令遵守を徹底し、社会情勢及び、福祉制度の動向に柔軟かつ迅速に対応できる体制と、各事業の目的に沿った利用者の意向実現と地域に貢献できる魅力ある事業所づくりを目指す。

II 事業方針

- 1 若楠基本理念に則り、利用者個々の人権・人格を尊重した質の高いサービスを提供する。
- 2 若楠行動指針に基づいた人材育成を強化し、職員コンプライアンス意識を徹底する。
- 3 利用者・職員の安心、安全を確保し、事業継続と目標達成に向けた体制を整備する。
- 4 保護者・利用者等、スムーズな情報共有をはかり信頼関係を深める。
- 5 地域環境等、特色を生かした事業展開と情報発信により地域の活性化を目指す。
- 6 社会貢献活動を推進する。(耕作放棄地に対する作付管理業務・ストックヤード管理業務)
- 7 グループホーム入居者が安心して自立した生活ができる環境づくりと、地域での单身生活等のサポート体制の構築を目指す。

III 事業計画

1 就労継続支援B型事業

個々の特性や意向に即して、意欲的に取り組める環境を整え、生産活動における知識・技術の習得と工賃向上を目指す。

- 1) 製品の高品質化、生産性向上及び安定化
- 2) 社会情勢に即した価格設定と経費削減対策の強化
- 3) 情報発信力の強化と地域ニーズへの対応
- 4) 業務効率化を念頭に各部門の連携力強化と事業内容の再構築・統合を図る
- 5) 作業班
 - イ) 園芸・農園・養鶏
 - ・養鶏区画の整備、衛生管理・感染症対策を強化し、採卵率向上と供給力安定を図る
 - ・野菜作付計画の徹底、有機土壌管理による品質向上を図り、収穫量及び収入増につなげる。
 - ・業務受託事業の継続、花いっぱい運動の推進、社会貢献事業の拡大
 - ロ) クリーニング
 - ・年間契約事業の継続(法人内外施設)
 - ・新規事業展開(行政学校関係)
 - ・事業整備に伴う作業内容及び手順の見直し
 - ・事故防止の徹底(乾燥ミス、移染ゼロ、衛生管理)
 - ハ) 食品加工
 - ・給食センター他年間受注契約の継続
 - ・食品衛生管理、事故防止の徹底
 - ・味噌の増産体制の整備、効率化及び店舗化の検討

- ・焼菓子類の安定供給、新商品開発とパッケージング見直し
 - ・ネットショップ活用による販路拡大
- 二) 菌床椎茸・受託業務
- ・椎茸 3,000 床栽培、収穫量及び品質の安定を図る
 - ・旬の情報・案内板設置及び、その他農作物栽培による収入増
 - ・児童発達支援センター清掃他、法人内・外部受託清掃の実施
 - ・受託業務工程の見直しと、効率化及び質の向上

2 就労移行支援事業

もしもしネット・職業センター、ハローワーク等関係機関と連携しつつ、利用者の基本的な作業能力及び社会性、人間性の向上を目的とした訓練、企業実習、職業や生活全般にかかる面談、相談等を行いながら一般就労を目指す。

- 1) 基礎訓練及び評価基準の整備
- 2) 企業や外部事業所との連携による見学、実習の調整及び雇用先の開拓
- 3) 外部講師等を招いた勉強会や意見交換会による就労意識の向上
- 4) もしもしネットとの連絡会議の定期開催、生活支援を含めた連携力強化
- 5) 定員維持を念頭に置いた利用状況及び支給期間の把握、新規利用者獲得
- 6) 作業班

イ) 受託清掃作業

- ・公共施設の受託清掃業務を通して、報告、連絡、相談を基調としたコミュニケーション能力向上及び労働習慣や社会性の習得を目指し、企業や社会に求められる人材を育成する

3 就労定着支援事業

一般就労している利用者との面談、相談を通じて、就労や生活面の状況を把握するとともに、家族や関係機関との連絡調整及び課題解決に向けた支援を行う。

- 1) 家族や企業等、関係機関との情報共有及び定着までの流れに沿った支援の連携
- 2) 就労や生活状況、意向に応じた利用者との連絡や面談の実施、職員の派遣

4 共同生活援助

入居者が充実した生活を送りながら、将来は地域の中で役割を担い、個々の目標達成に向けた支援を行う。

- 1) 地域で自分らしく生活できるよう入居者個々のニーズを把握しながら対応を行う
- 2) 家族との情報共有や連絡、相談を密に行い、信頼関係を構築する
- 3) 生活の質を充実させるために、地域活動の参加や余暇活動の充実を図る
- 4) 感染症予防及び災害に対する危機管理の徹底
- 5) 入居者の満足度や生活力向上に繋がるように情報共有を図る会議及び研修会の定期的な実施
- 6) 関係機関と連携して利用者の生活や地域で暮らす方へのサポート体制の構築
- 7) 入居者の怪我や疾病等の緊急時の正確な対応

5 庶務会計

- 1) 月次試算による計画的な予算執行、財務諸表による経営状況の把握
- 2) 社会情勢を踏まえたコスト管理の徹底、経費削減対策
- 3) 福祉制度の動向把握と迅速な対応、新規事業の検討準備
- 4) 職員勤務及び年次休暇取得状況の把握、勤怠管理の徹底
- 5) 定員を念頭に置いた利用状況及び稼働率の把握と調整、請求業務の効率化

- 6) 各サービス利用料収入の確認、預り金管理（グループホーム）
- 7) 機械設備や車両の維持管理及び定期メンテナンス、事故防止の徹底
- 8) 施設運営会議を基本にした各部署情報共有の徹底
- 9) 法人ホームページへの情報掲載、広報活動の充実
- 10) 給食会議の定期実施及びイベントメニュー充実化、厨房の衛生管理徹底
- 11) 感染症予防対策の実施、社会状況への柔軟性強化
- 12) 自然災害を念頭に置いた BCP 策定及び非常食備蓄整備
- 13) 積極的なメンタルヘルス室の活用の推進
- 14) ハラスメント、虐待等の苦情受付体制の強化

5 年間行事

1) 就労継続支援 B 型／就労移行支援

- イ) ガーデニング教室（年 4 回）
- ロ) レクレーション（年 3 回）
- ハ) イベント給食（年 2 回）
- ニ) 子ども体験教室（7 月～8 月）
- ホ) 旅の日（ハイキング・登山）
- ヘ) 収穫祭（10 月）
- ト) 若楠感謝祭（11 月）
- チ) ほんげんぎょう（1 月）
- リ) 梅まつり（2 月）
- ヌ) 園内職員研修（年 2 回）
- ル) 園外研修・視察（年 2 回）
- ヲ) 防災訓練（年 3 回）
- ワ) もしもしネット連絡会議（年 6 回）

2) 共同生活援助

- イ) 納涼祭（8 月）
- ロ) 意見交換会（3 月）
- ハ) 防災訓練（年 2 回 ※夜間含む）
- ニ) 災害訓練（年 1 回）

障害者就業・生活支援センター もしもしネット

I 目的

安定した職業生活の継続において就業と生活、両面の支援が必要となる。対象者は、精神障害・発達障害や普通学校等に対する支援が増加しており、また昨今のコロナウイルス関連の影響により、求職や支援の状況も変化している。事業所・対象者支援において多様なニーズに応えるべく、地域、行政、医療、教育ほか関係機関へのフィードバック等さまざまな領域を超えてのケアマネジメント機能や基幹的機能も求められている。各ケースに関する問題は年々複雑かつ多様化しており、その対応にも困難性を増している。地域における安定した職業生活のために、各関係機関と連携を図りながら支援を提供していく。

II 事業方針

- 1 障害者やその家族等の相談に応じ、就業及び生活上の問題について、必要な指導及び助言、その他の援助を行う。
- 2 佐賀障害者職業センター、事業主により行われる職業準備訓練及び職場実習を行うことについて斡旋する。
- 3 職場訪問を行い、事業主に対して障害者雇用の促進や、就業後の雇用管理に係る助言・相談・対応等を行う。
- 4 業務の円滑かつ有効な実施に資するため、地域の関係機関との連絡会議を開催し関係構築や支援力の強化を図る。
- 5 自立支援協議会、ネットワーク連絡会、センター担当者会議、定例会等に出席、関係機関と連携を深める。
- 6 就業者の余暇支援、職場定着を目的として相談・交流の場を設ける。レクリエーション、ピアカウンセリング、ビジネスマナー、生活スキル等をテーマにしてリモート等の活用も検討し、年4回程度実施する。
- 7 新制度や法改正に対応し、多様化する障害特性に対して専門性を高めるため、積極的に研修等へ参加し、職業リハビリテーションやケース検討等を実施し、スキルアップや質の向上に努める。

II 事業計画

- 1 事業主支援
 - 1) 職場定着を見据えた事業主支援の強化
 - 2) 人材確保やマッチング、定着支援を、佐賀県就労支援室やハローワーク等と協働して雇用率未達成企業における対応を行う
 - 3) 事業主懇談会を開催し、ニーズの把握や関係構築により職場定着に繋げる
- 2 登録者の就業支援
 - 1) 新規登録者について導入場面で本人や保護者等のアセスメント等を十分にを行い、的確にニーズを捉え関係構築に努める
 - 2) 普通校・支援学校等若年者の支援にあたり、教育機関と生活環境等について安全に情報共有を図り、本人・家族等の関係構築と的確な支援へ繋げる
 - 3) 各々のケースに応じた職業マッチングに努め、登録者の安定した職業生活の支援を目指す
 - 4) 年々増加する精神障害者や発達障害者、手帳未所持の方やその家族、普通学校の進路相談等に対し、専門的な支援や助言、情報や資源の提供等を行

い多様化する就業支援ニーズに対応する

5) 精神障害者において医療との連携を重点的に行い、職場定着に努める

3 登録者の生活支援

- 1) センター単独では解決困難な生活事案（生活困窮・虐待等）に関して、関係機関をコーディネートし、専門分野を生かした役割分担やチーム支援を行うことでの確かつ迅速な対応に努める
- 2) 増加する精神障害者の生活面において、受診同行等、医療分野との連携を強化し雇用主と現状など共有をすることで、相互理解や安定した職業生活に繋げる
- 3) 市町福祉課、相談支援事業所、生活自立センター、医療関係、訪問看護、家庭・グループホーム等と積極的に連携を図り、生活面の支援における多様なニーズに対応する
- 4) 生活リズムや精神的な不調に対応し、面談や訪問頻度等を適宜調整し、事業所へ勤務調整等の支援を促し、安定に向けて本人と事業所、双方の支援を行う
- 5) 対象者に向けて特性に合わせた勉強会等を実施し、生活場面のスキルを学習することや、支援者と関係構築を行うことで気持ちの安定や職場定着に繋げる（状況に応じリモート開催等も検討）

4 雇用・福祉施策の連携と地域貢献

- 1) 県内全センターのほか、佐賀労働局、佐賀県就労支援室、佐賀県発達障害就労センターで会し、県内の状況・政策における情報共有やケース検討等を行い支援力強化に努める（リモートを含む・四半期ごと）
- 2) 雇用・福祉連携を念頭に置き、地域の福祉事業所等とネットワーク連絡会議を活用しながら地域の一般就労に関するニーズを探り、コーディネートを行う
- 3) 県内全センター合同で研修等を行い、センター職員全体の情報共有やスキルアップに努め、佐賀県の障害者雇用の支援力強化に努め、定着率や達成率の向上を図る
- 4) 移行支援事業所等（グリーンファーム山浦：移行・就労定着支援サービス）との連携。勉強会・ケース共有・雇用状況情報提供等を通して支援の幅を広げることや、定着支援サービスと協働で支援を行い、安定した職場定着を目指す
- 5) 地域移行連携における法人内の関係部署との連携・コーディネートを行い、ケースを通して相互の支援の質の向上に努めることで、法人としての強みとし、地域貢献に繋げる